

介護職員等特定処遇改善加算（新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の 更なる処遇改善）に係る給与規定（別紙）

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人清里職員の介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を図ることを目的とする。

（対象職員）

第2条 この加算の対象となる職員は、パート職員を含む社会福祉法人清里の全ての職員が対象となる。

（配分方法）

第3条 介護職員等特定処遇改善加算の配分方法は、全ての職員を次の3パターンに区分する。

①経験・技能のある介護士（介護福祉士の資格があり、介護士として10年以上勤務した者）

※ 勤続年数は、他事業所での介護士経験年数も含める。

②その他の介護士（①以外の介護士）

③その他の職員（介護支援専門員・生活相談員・看護師・機能訓練士・栄養士・事務職員・雑役）

※ 支給月前年の年収440万円以上の職員は、対象外とする。

ただし、別途法人負担として「調整手当 月額3,000円」を支給する。（管理職は除く）

（支給算定期間）

第4条 令和元年度においては、10月から翌年3月までを算定期間とする。

次年度以降については、行政機関の指導に依るものとする。

（支給月額）

第5条 介護職員等特定処遇改善加算の支給月額は、次の通り支給する。

平均賃金改善額は、新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善の配分率を原則とするが、支給月額の金額は、年間の受給見込み額で算出している。よって、利用者利用率により若干の変更もあり得るものとする。

① 経験・技能のある介護士には、特定処遇改善手当として月額20,000円

② その他の介護士には、特定処遇改善手当として月額10,000円

ただし、パート職員は、支給月の勤務時間（有給休暇時間含む）に45円を掛けて算出した額

③ その他の職員には、特定処遇改善手当として月額5,000円（別途調整手当 月額1,000円あり）

ただし、パート職員は、支給月の勤務時間（有給休暇時間含む）に35円を掛けて算出した額

（細則）

第6条

1 介護給付費額の実績により、算定期間の年度末に支給額の調整をすることがある。

※ 算定期間最終月での余剰金については、上記配分率により更に分配する。

2 この規定に定めるものの他、必要な事項は理事長が別に定める。

附則 この規定は、令和元年10月1日から施行する。